

# 税金のはなし

所得税と県民税

■あなたの税金は  
■やすくなります

## 個人 県民税

これは三十七年度から申告をしなければならぬことになったこと、は、もうご存知でしょう。そして申告書の提出期限は三月の二十日までとなっていたわけですが、この日までに申告しないと税金で損をすることも、もうご存知のことと思います。

### 税金のかけ方

なぜ申告制度に変わったかといえますと、県民税の税金をかける方法が変わったからです。改正前は、前の年に県民の皆さんが納めなければならなかった所得税の合計額に、百分の八をかけたものが県民税の総額となっていたのです。この総額を、各市町村に法で定められた計算によつて分けて、A市に住んでいる人々が納める県民税の総額はこれだけ……B町の分はこれだけ……というふうにきめていたのです。各市町村では、割り当てられた県民税の総額を、市町村の納税者のかたがたの所得に応じて割り当てていたのです。この方法を「配賦課税方式」と呼んでいました。

### これからは申告制

ところが、三十七年度からは配賦課税方式をやめて、住民の皆さんから自分の所得はこれだけ、扶養親族は何人、というように申告して頂き、それに基づいて県民税の税額を決めることになったわけですが、そして、将来は所得税と同じように、申告と同時に税金も納めて頂くようにしたわけですが、

### 税率が変わった県民税

さて、さきの国会で審議中だった所得税法や地方税法の改正によつて、更にいろいろ県民税についても変わったのですが、そのなかでも税率が変わったことが一番大きい改正点でしょう。どう変わったかといえますと、従来課税される所得の大きさに応じて〇・八から五・六まで十三段階の税率になっていたのです。それが、課税される所得のうち五百五十万円以下の所得に対しては二％、五百五十万円をこえる所得の部分に対しては四％と、

### 税負担は軽くなる

現在の地方公共団体の施設、すなわち、教育、道路港湾、衛生などの諸施設を立派にするため、地方公共団体が独自に使える財源が足りない。特に道府県の段階でこの傾向が大きいため、道府県民税の収入額が大きくなるように改正されたのです。しかし、この場合ぜひ知って頂きたいのは、県民税の税金の増額分は、県民に増税することなく、今まで所得税として国に納めて頂いていた税金の中から一部分を県の方に納めて頂くことで賄うということです。

しかも所得税(国税)そのものが減税されますので、県民の皆さんの税負担額は、総額では相当軽くなることに注意して下さい。このように、国に納めていた税金を、県の方に納めるように制度を改正するのを「税源の配分」とむつかしいことばで云つ

### 減税の実例をみる

では、どれくらい減税になるか、実例でお話ししましょう。▼まず、給与所得者の例として熊本市内の会社員Kさん(四十五才)の場合には……夫婦と子供三人(十五才以上一人、十五才未満二人)で、俸給などの年間総所得額は五十万円。これに対して、これまで払っていた

### 〔給与所得者の場合〕

夫婦及び子3人(扶養親族15才以上1人、未満2人)

	所得税	県民税	合計
円	円	円	円
これまで分降	9,385	1,206	10,591
37年	6,308	2,197	8,505
38年	5,908	2,197	8,105
これまでの額と38年			
以降の増減率	3,477円(減)	991円(増)	2,486円(減)
全上増減率	37.0%(減)	82.2%(増)	23.5%(減)

た所得税と県民税の金額、三十七年度の金額、三十八年以後の金額を一覧表にしてみましたよ

う。(税制改正が今年の四月一日からですから、三十七年分は三月までは古い税制によつてい

### 〔事業所得者(白色申告)の場合〕

夫婦及び子3人(扶養親族15才未満2人、事業専従者1人)

	所得税	県民税	合計
円	円	円	円
これまで分降	19,076	2,274	21,350
37年	14,339	3,863	18,202
38年	13,717	3,863	17,580
これまでの額と38年			
以降の増減率	5,359円(減)	1,589円(増)	3,770円(減)
全上増減率	28.1%(減)	69.9%(増)	17.7%(減)

前の表でもわかるように、Kさんの場合、合計では、三十七年分では二千八百六円やすくなり、三十八年以降では二千四百八十六円もやすくなるわけ

### 〔事業所得者(青色申告)の場合〕

夫婦及び子3人(扶養親族15才未満2人、25才以上の事業専従者1人)

	所得税	県民税	合計
円	円	円	円
これまで分降	12,783	1,853	14,636
37年	9,283	3,036	12,319
38年	8,783	3,036	11,819
これまでの額と38年			
以降の増減率	4,000円(減)	1,183円(増)	2,819円(減)
全上増減率	31.3%(減)	63.8%(増)	19.2%(減)

## 個人 事業税

この税も改正前は県の方で税務署から資料や納税者の所得内容を直接調査して、税金を算出していたのですが、改正によつて三十七年度からは、納税者のかたから自分で所得内容に基づいて申告して頂いて、これに

## 料理飲食等消費税

この税は、料理店などの経営者がお客から料金と一緒に税金を受け取つて県に納めるしくみになっています。これまで料理店、バー、キャバレー、飲食店、旅館などそれぞれの場合によつて税率がきめられていたのですが、このような場所ごとの税率によることをやめて、お客の消費金額によつて税率を区分することになりました。

つまり、お客一人一回の飲食

このほか、赤字が出た場合、その赤字を三年間にわたつて消していく方法、事業用資産が災害などにあつたとき、その損害額を所得から控除する制度などがあります。さらに今国会で議決された改正地方税法では、税率が一％引き下げられました。また事業用の車両とか什器、備品などを現在の帳簿価額よりも安く売つたり、交換したりした場合、その差額を所得から控除する制度もできて、これについては申告書を提出して頂くことになっています。そして申告がないと控除の適用がありませんので注意して下さい。

また、旅館の宿泊料金が千円以下の場合には、課税されないことは今までと変わらません。千円をこえた場合は、五百円を差し引いてその残額に一〇％の課税がされていましたが、その五百円の控除額が八百円に引き上げられましたので、一人一泊について一律に三十円の減税となります。